

はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる「人権」という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、私たち一人ひとりが人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、7月の福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて本町で開催した「街頭啓発」や「人権講演会」及び「人権啓発パネル展」、12月の人権週間で開催した「人権啓発パネル展」、第51回を迎えた人権・同和問題地域懇談会（以下、地域懇談会）の結果報告や人権出前講座の様子を掲載しています。

令和6年度の桂川町人権問題のテーマは「同和問題」でした。

地域懇談会のDVDにもありましたが、歴史的に人間の手で作られた部落差別、明治4年に解放令が発令されましたが…差別はなくなりませんでした。50年後、水平社が自分たちの手で差別をなくそうと立ち上がり102年が経ちました。差別はなくなったのでしょうか？

昭和40年「同和对策審議会答申」が出され、昭和44年「同和对策特別措置法」が施行され、環境改善が行われてきました。平成14年に一定の成果が見られ、環境改善は終了しましたが、新たに一般対策として「人権教育・啓発に関する法律」が制定され、部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するための法律ができました。「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据え、地域の実情にあわせて施策を実施しています。

桂川町も「人権教育・啓発基本指針」により部落差別をはじめ、様々な人権問題を解決するために教育・啓発を行っています。

もくじ

●はじめに	1
●福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み	2～5
●人権週間の取り組み（人権啓発パネル展）	6
●令和6年度第51回人権・同和問題地域懇談会	6～9
●水平社創立102年の歴史	9～10
●人権出前講座	11
●人権に関する三法	12～13
●桂川町部落差別の解消の推進に関する条例	14
●相談事業・編集後記	15



人権教育・啓発基本指針